

三朝町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

令和5年3月

三朝町

目 次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 基本的事項 | 1 |
| | 本計画の期間及び基準年度 | 2 |
| 2 | 三朝町内の二酸化炭素排出量の推計値 | 3 |
| | (1) 全部門 | 3 |
| | (2) 各部門ごとの二酸化炭素排出量 | 4 |
| | ・産業部門 | 4 |
| | ・業務及びその他部門 | 5 |
| | ・家庭部門 | 6 |
| | ・運輸部門 | 7 |
| | (3) 部門ごとの二酸化炭素排出量割合 | 8 |
| 3 | 三朝町内の再生可能エネルギーの活用状況 | 9 |
| 4 | ゼロカーボンシティみささ宣言 | 10 |
| 5 | 三朝町の温室効果ガス総排出量の削減目標 | 11 |
| 6 | 目標達成に向けて推進する施策 | 13 |
| | (1) 廃棄物の減量による循環型社会の推進 | 13 |
| | ・現状と課題・取組目標 | 13 |
| | ・廃棄物の減量目標 | 14 |
| | ・参考資料 三朝町のごみの排出傾向 | 15 |
| | ・参考資料 リサイクル率の推移・ごみの内訳 | 16 |
| | ・参考資料 可燃ごみの組成 | 17 |
| | (2) 二酸化炭素排出量削減のための省エネ行動 | 18 |
| | ・現状と課題・取組目標 | 18 |
| | ・参考資料 電化製品等の省エネ行動の例 | 19 |
| | ・参考資料 自動車使用時の省エネ行動の例 | 20 |
| | (3) 森林の整備による二酸化炭素吸収量の増大 | 21 |
| | ・取組目標 | 21 |
| | ・参考資料 Jクレジット制度概要 | 22 |
| 7 | 計画の推進体制等 | 23 |

1 基本的事項

計画策定の背景

・2015（平成27）年12月のパリ協定の採択を踏まえ、国は2016（平成28）年、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。鳥取県が2020（令和2）年3月に策定した「令和新時代と



とり環境イニシアティブプラン」では、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画が内包され、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が目標として示されています。

・この流れに沿い、本町においても地球温暖化対策を推進するため、三朝町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画の位置づけ

・本計画は、地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）です。町全域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を実施します。

本計画の対象とする温室効果ガス

・温室効果ガスの大部分を占めるガソリン等の燃料や電気使用に伴って排出される二酸化炭素を対象とします。（エネルギー起源CO₂）

本計画の対象範囲

- ・対象とする範囲は、三朝町内全域とします。
- ・対象とする分野は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門です。

| 対象部門 | 対 象 |
|---------|---|
| 産業部門 | 第1次産業 農林業・第2次産業 製造業、建設業、鉱業 （製品の輸送など 運輸に関するものは除く） |
| 業務その他部門 | 産業部門に属さない第3次産業 （卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など） |
| 家庭部門 | 家庭内 （自動車など運輸に関するものは除く） |
| 運輸部門 | 人の移動や物資輸送にかかわるもの （輸送形態は自動車に区分） |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物 |

本計画の期間及び基準年度

- ・本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。
- ・本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合性を図り、2013（平成25）年度とします。

| 年度 | 2013 H25 | 2023 R5 | 2024 R6 | 2025 R7 | 2026 R8 | 2027 R9 | 2050 R32 |
|------------------------|--|--|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 地球温暖化 防止計画 区域施策編 | |  | | | | | |
| 国の地球温 暖化対策計 画 |  | | | | | | |

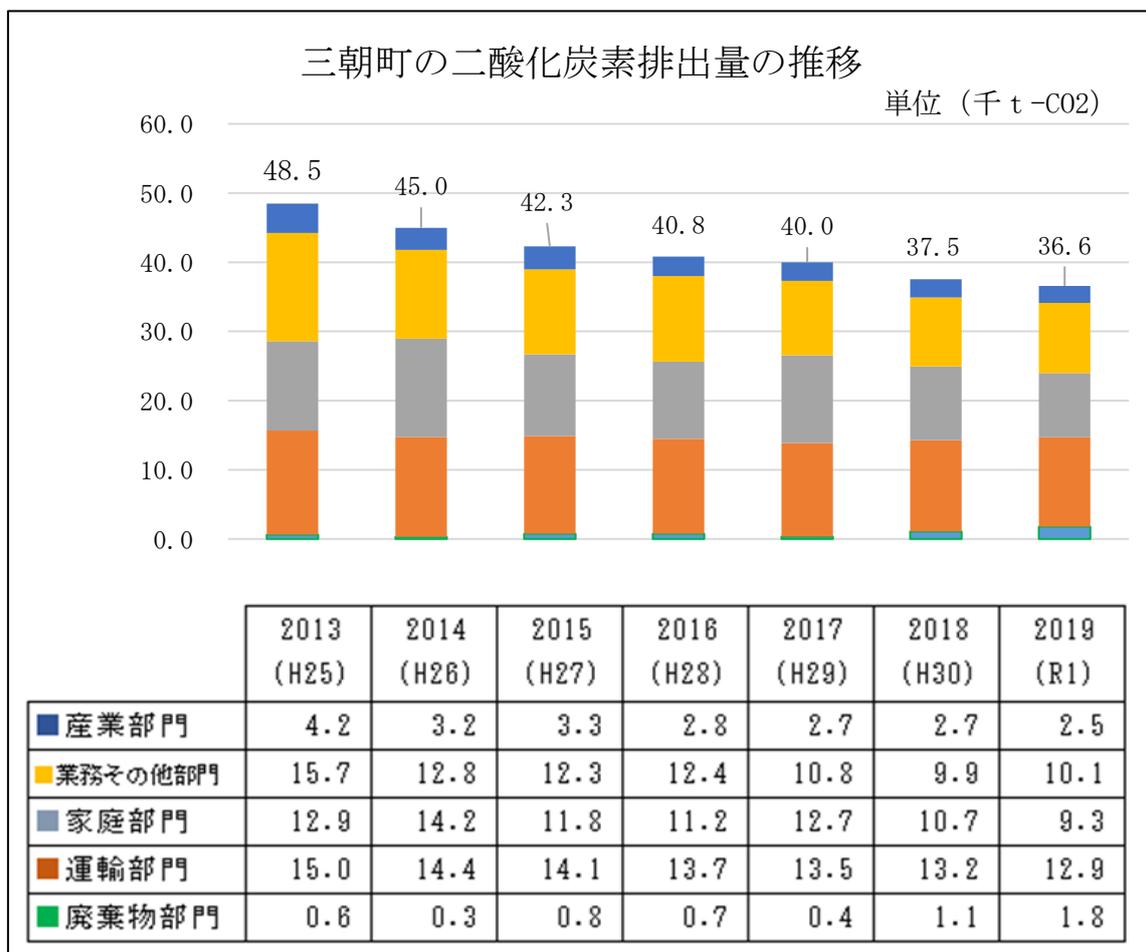
2 三朝町内の二酸化炭素排出量の推計値

(1) 全部門

三朝町内の 2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度比で、11.9 千 t-CO₂（25.5%）減少しました。減少傾向が続いています。

「産業部門」、「業務その他部門」は減少傾向、「運輸部門」は横ばいで推移しています。

「家庭部門」は増減を繰り返しながら推移しています。



出典：環境省ウェブサイト二酸化炭素排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法による全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値データです。推計結果はあくまでも参考値です。

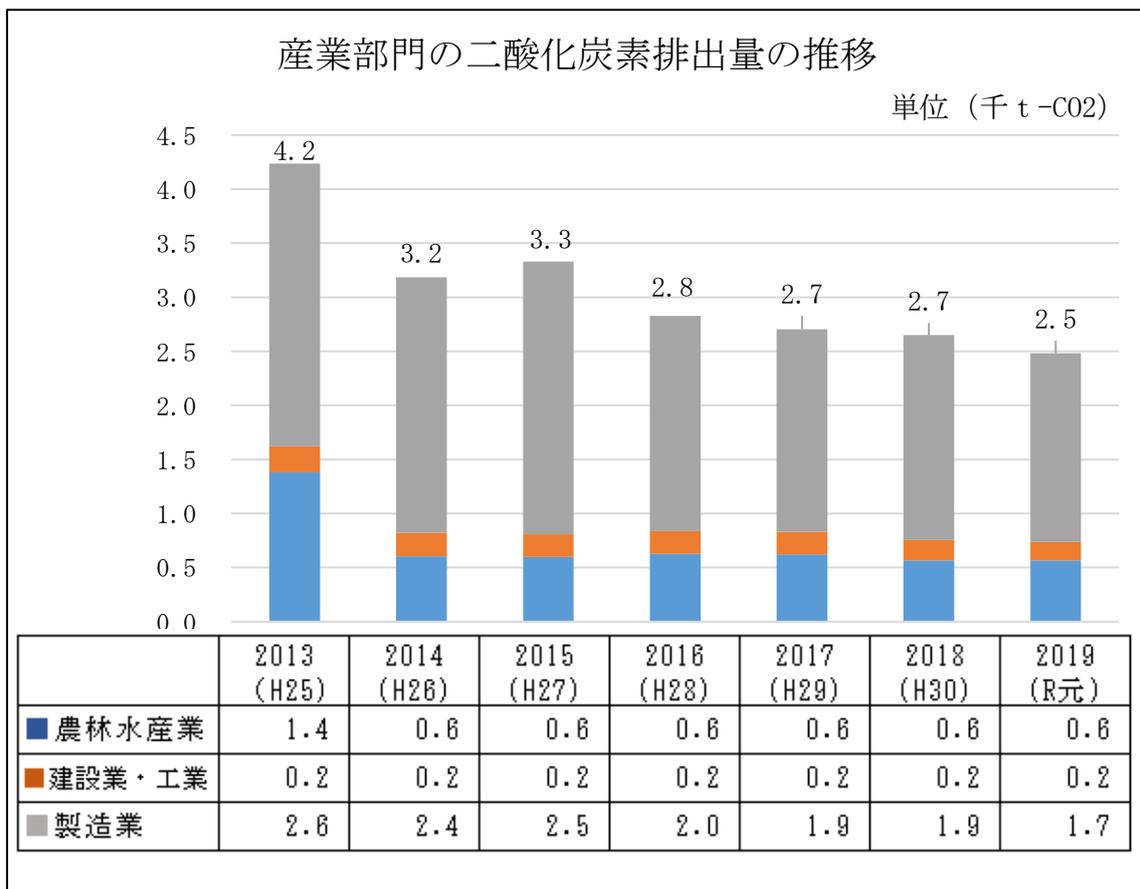
[各部門の説明]

| エネルギー起源 CO2 (燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用に伴って排出されるもの) | |
|---|--|
| 産業部門 | 製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。 |
| 業務その他部門 | 事務所・商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出 (第3次産業) です。 |
| 家庭部門 | 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。 自家用自動車からの排出は、「運輸部門」の旅客自動車として計上。 |
| 運輸部門 | 自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。 |
| 非エネルギー起源 CO2 (廃棄物の焼却で発生・排出されるもの) | |
| 廃棄物部門 | 廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出 (焼却処分) です。 |

(2) 各部門ごとの二酸化炭素排出量

・産業部門

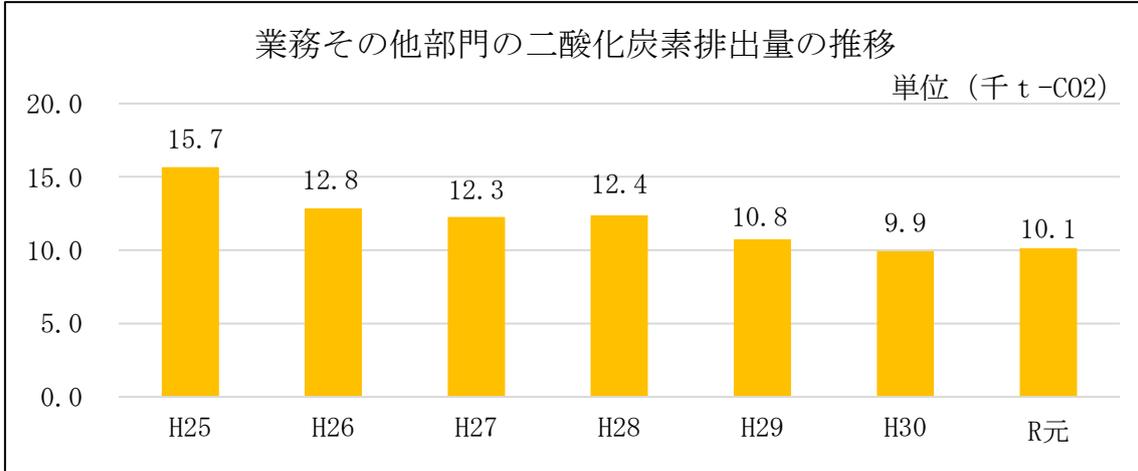
減少傾向で推移し、製造業が大部分を占めています。



出典：環境省ウェブサイト部門別 CO2 排出量の現況推計 (令和3年3月)

・業務その他部門

業務その他部門（第3次産業）の二酸化炭素排出量は、事業所数の減少に伴い、減少傾向で推移しています。事業所数では「卸・小売業・飲食・宿泊業・サービス業」が全体の約75%を占めています。



出典：環境省ウェブサイト部門別CO2排出量の現況推計（令和3年3月）

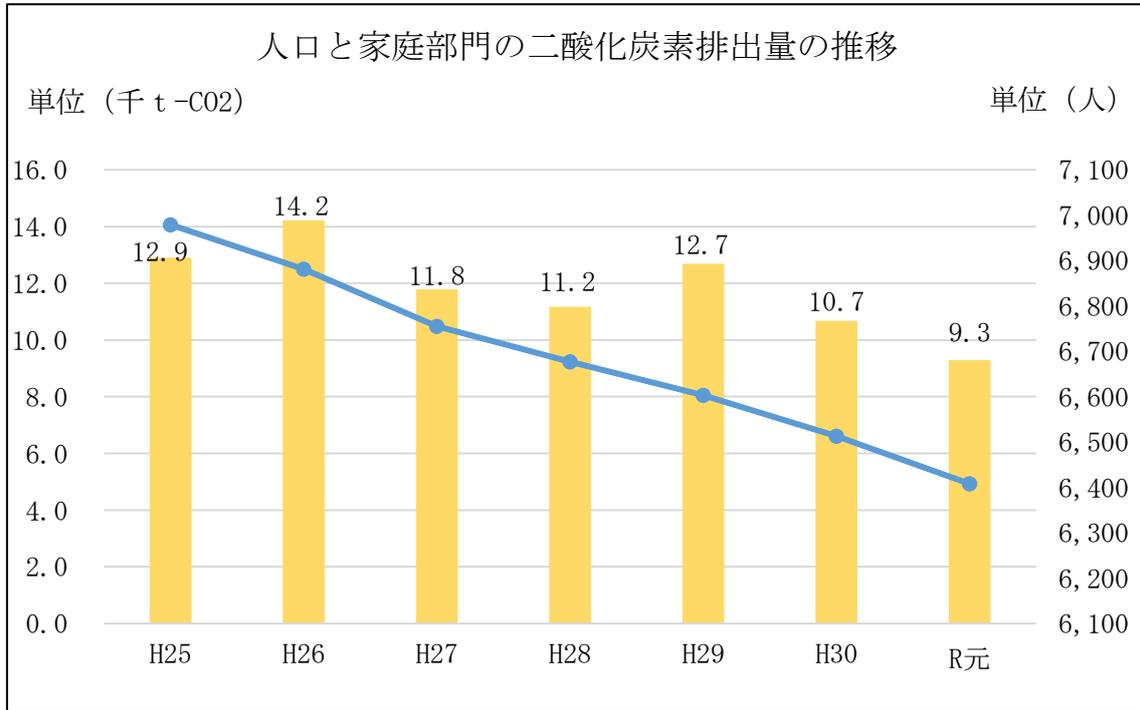
町内における業務その他部門（第3次産業）事業所数の推移

| 業務その他部門（第3次産業） | 2006 (H18) | 2012 (H24) | 2014 (H26) | 2016 (H28) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 事業所数 | 331 | 258 | 257 | 231 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | - | 1 | - |
| 運輸通信業 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 不動産業 | 23 | 20 | 22 | 21 |
| 金融保険業 | 4 | 3 | 4 | 5 |
| 卸・小売業 | 68 | 58 | 46 | 50 |
| 飲食・宿泊業 | 73 | 61 | 54 | 51 |
| サービス業・その他 | 106 | 79 | 93 | 72 |

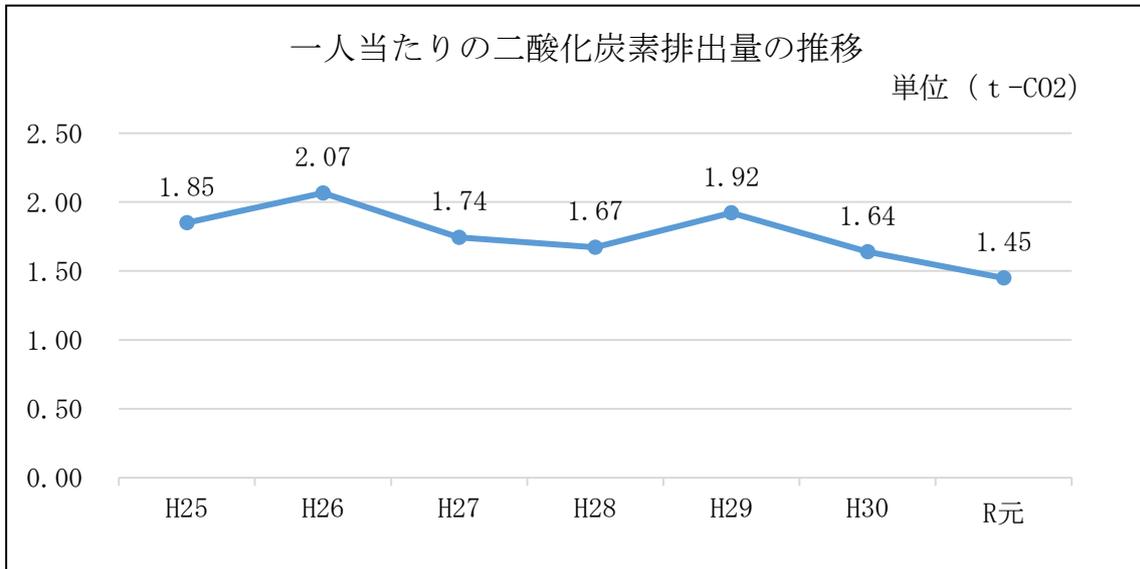
出典：三朝町町勢要覧

・家庭部門

人口減少が続く中でも、家庭部門の二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。



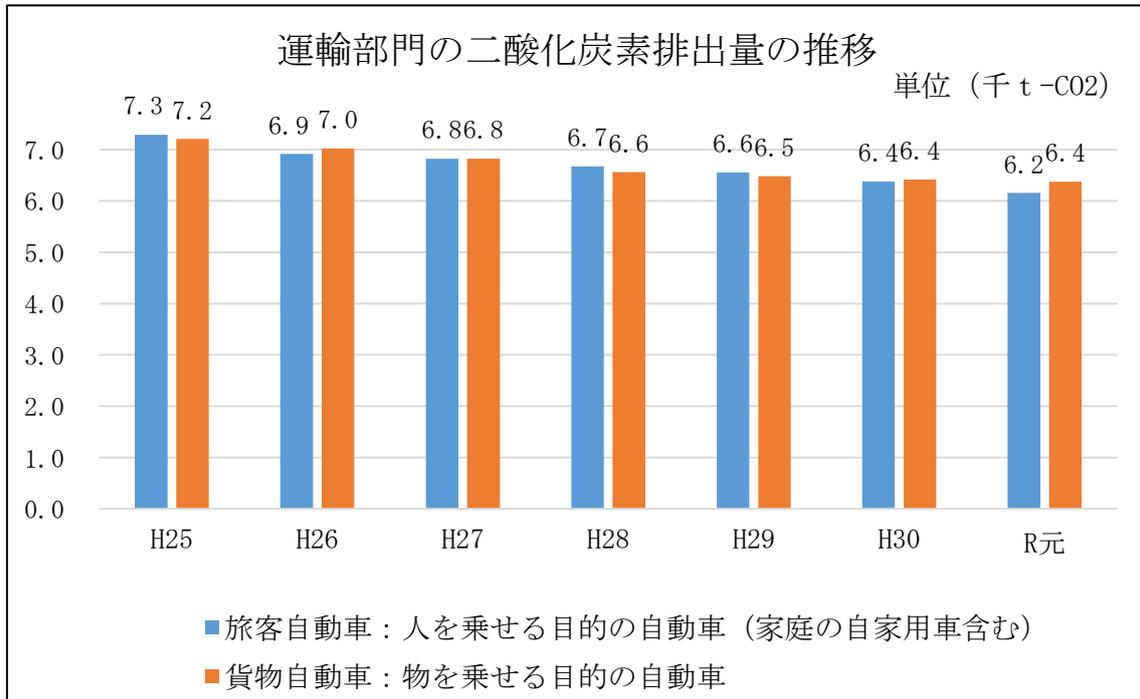
1人あたりの二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。



出典：環境省ウェブサイト部門別 CO2 排出量の現況推計（令和3年3月）
人口は、三朝町住民基本台帳から各年9月末時点の数値を用いています。

・運輸部門

運輸部門の自動車は、乗用車やバス等の旅客自動車と、貨物自動車に大別されます。運輸部門の二酸化炭素排出量は横ばいで推移しています。

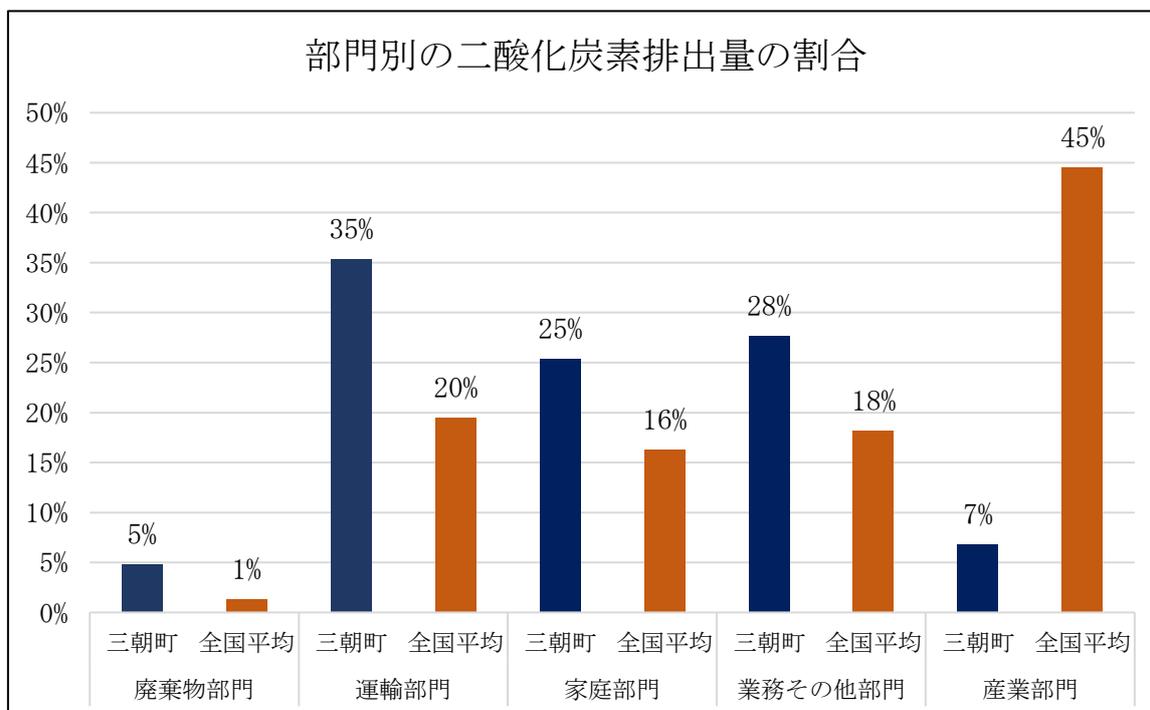


出典：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和3年3月）

(3) 部門ごとの二酸化炭素排出量の割合

三朝町における令和元年度の二酸化炭素排出量は 36.6 千 t-CO₂ です。

部門別の二酸化炭素排出量の全体に占める割合は、業務その他部門が 28%、家庭部門が 25%、運輸部門 35%と全国平均より高い傾向にあります。反対に産業部門では、7%と全国平均 45%に比べ低い割合です。これは、本町の特徴として町内に製造業、農林水産業、建設業に係る事業所が少ないことによるものと推測されます。



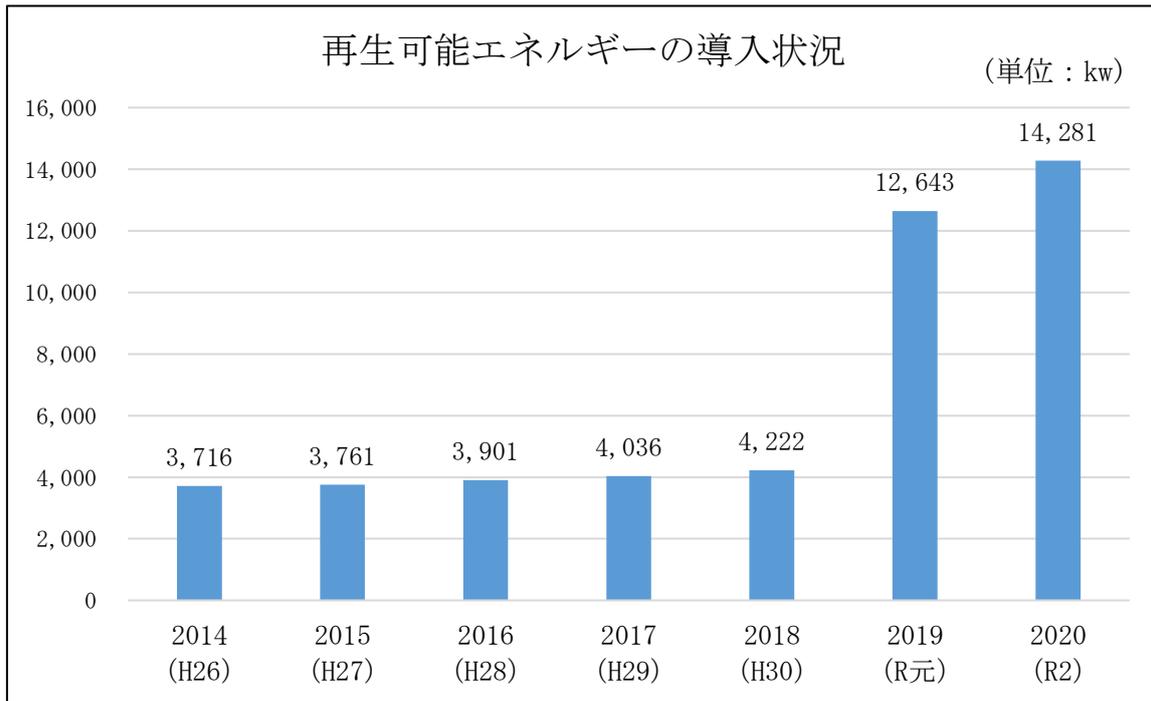
資料：環境省ウェブサイト部門別 CO₂ 排出量の現況推計（令和 3 年 3 月）

3 三朝町内の再生可能エネルギーの活用状況

太陽光発電エネルギーの導入容量

固定価格買取制度（FIT 制度）における町域の再生可能エネルギーの導入容量は、増加傾向で推移しています。

固定価格買取制度（FIT 制度）とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度です。



出典：経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト

2020（R2）年度 三朝町内の再生可能エネルギー導入容量の内訳

| | 太陽光発電 (10kw 未満) 住宅用 | 太陽光発電 (10kw 以上) 産業用 | 水力発電 (200kw 未満) | 合計 |
|----------|---------------------------|---------------------------|--------------------|----------|
| 導入容量(累計) | 264kw | 12,255kw | 1,762kw | 14,281kw |
| 全体に占める割合 | 1.8% | 86.0% | 12.2% | 100% |

出典：経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト

4 ゼロカーボンシティみささ宣言

三朝町は、令和5年1月27日三朝町臨時議会において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティみささ宣言」をしました。今後、国際社会の一員として、気候変動や地球温暖化を身近な問題と捉え、町民や町内事業者と一体となって様々な取組を推進していきます。これは、2015（平成27）年にパリ協定で合意された「世界の平均気温の上昇を2℃未満、できるだけ1.5℃に抑える」という世界共通目標の達成に向け、本町においても取り組む姿勢を示すものです。

「ゼロカーボンシティ」とは？

2050年にCO2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のことです。首長が定例記者会見や議会で「2050年実質排出ゼロ」をめざすことを公表したり、自治体のホームページなどでこの目標を明記したりすることによるゼロカーボンシティの表明が全国的に行われています。



背景

近年、世界各地で猛暑や集中豪雨等の異常気象による災害が多発しています。これらは地球温暖化が一因とみられ、その対策は喫緊の課題となっています。今後、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行によって、自然災害の激甚化リスクが更に高まることが示唆されています。2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書では、「気温上昇を1.5度に抑えるため、2050年までにCO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにする必要がある」ことが示されています。

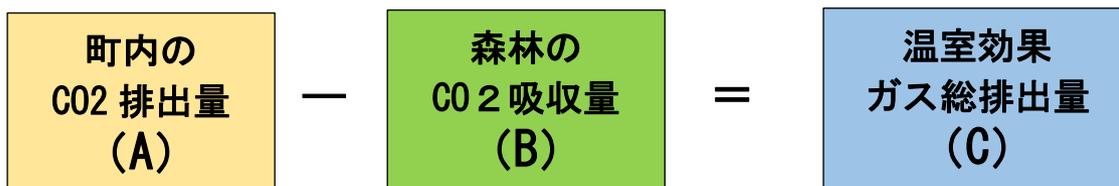


5 三朝町の温室効果ガス総排出量の削減目標

三朝町の目指す「ゼロカーボンシティ」像

「ゼロカーボン」の定義

三朝町内の二酸化炭素排出量（推計値）から町内の森林による二酸化炭素の吸収量（推計値）を差引いたものを「温室効果ガスの総排出量」とします。



(C) が0以下なら「二酸化炭素排出実質ゼロ」

三朝町の温室効果ガスの総排出量の推移は次のとおりです。単位（千 t-CO₂）

| 年度 | 二酸化炭素 総排出量 A | 森林の 二酸化炭素 吸収量 B=X×(Y/Z) | 県内の森林の 二酸化炭素吸収量 X | 人工林の 面積 (ha) Y | 県内の人 工林の面 積 (ha) Z | 温室効果ガス 総排出量 C=A-B |
|-----|--------------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------------|-------------------------|
| H25 | 48 | 44 | 572 | 9,447 | 123,494 | 4 |
| H30 | 38 | 49 | 647 | 9,454 | 124,101 | △ 11 |
| R元 | 37 | 44 | 576 | 9,486 | 124,195 | △ 7 |

森林の二酸化炭素吸収量の算定方法については次のとおりです。

- ・ H25年度 $X \times (Y/Z) = 44$ 千 t-CO₂
- ・ H30年度 $X \times (Y/Z) = 49$ 千 t-CO₂
- ・ R元年度 $X \times (Y/Z) = 44$ 千 t-CO₂

X = 県内の森林の吸収量 千 t-CO₂(間伐を行った植林地の二酸化炭素吸収量の推計値)

Y = 三朝町の人工林の面積 ha (出典：鳥取県林業統計 (鳥取県農林水産部))

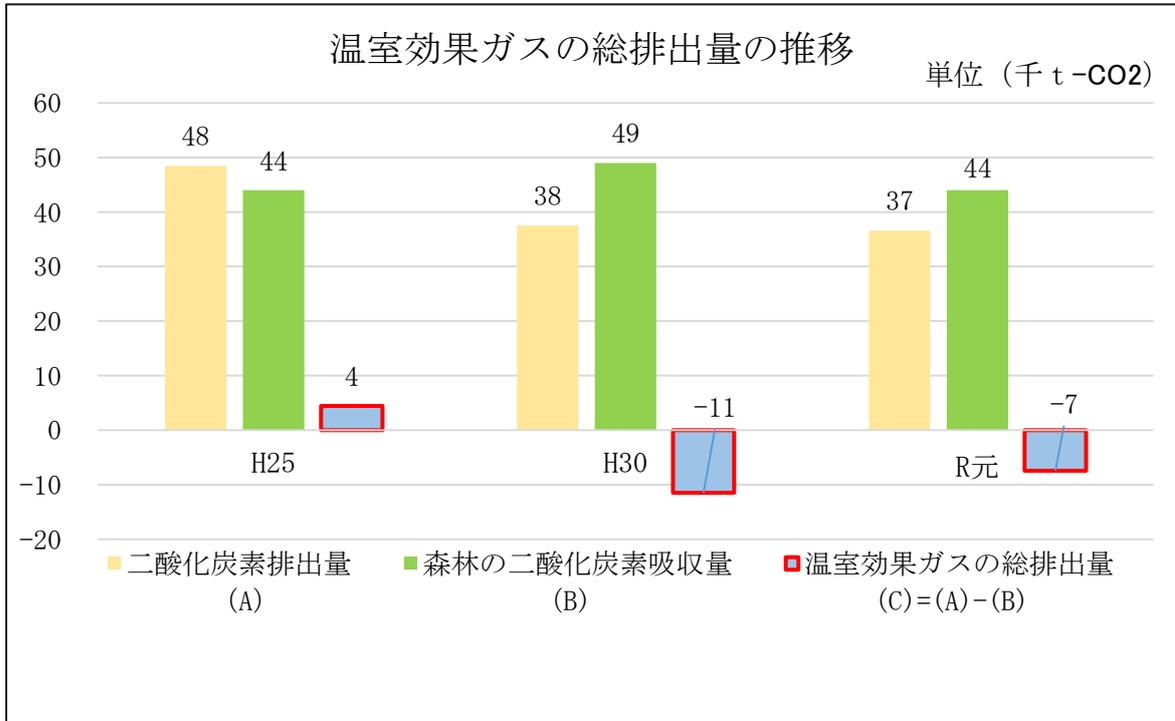
Z = 鳥取県の人工林の面積 ha (出典：鳥取県林業統計 (鳥取県農林水産部))

人工林：木材の生産等を目的として、人為的に樹木を植栽して、森林のようにしたもの

出典：とっとり森林・林業振興ビジョン (鳥取県農林水産部)

温室効果ガス総排出量の推移

二酸化炭素の排出量の減少及び間伐等による整備により、森林の二酸化炭素吸収優位の状態となり、平成 30 年度の時点で三朝町の温室効果ガス総排出量は実質 0 になっています。



これらをふまえ、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおりとします。

今後、温室効果ガスの総排出量 0 を維持し続けること

単位 (千 t-CO₂)

| | 平成 25 年度 (基準年度) | 平成 30 年度 | 令和 9 年度 (目標年度) |
|------------|--------------------|----------|-------------------|
| 温室効果ガス総排出量 | 4 | △11 | 0 以下を維持 |

本町の多くの森林は、町民生活で排出される二酸化炭素の多くを吸収し、豊かな水は自然エネルギーを供給していますが、世界的な規模からすると人間が生活していく以上、二酸化炭素の排出は避けられず、共同した二酸化炭素削減への取組みは必要です。

国際社会の一員である町民や事業者として、豊かな自然の恩恵に甘えることなく、これまで以上に生活と活動の中で、二酸化炭素削減を意識することが求められます。

6 目標達成に向けて推進する施策

本町の特徴を生かした二酸化炭素削減に必要な施策を次の3つとします。

排出ガスの軽減行動と森林の持つCO₂吸収量を更に伸ばしていくことは、豊かな森林を保有する三朝町に課せられた役割であると考えます。

(1) 廃棄物の減量による循環型社会の推進

[現状と課題]

「安さ」や「便利さ」を求める大量生産・大量消費型の私たちの暮らしは、廃棄物を増加させ、収集運搬を含む処理段階において排出される二酸化炭素は、地球温暖化の要因となっています。

[取組目標]

三朝町の取組

- ・更なる廃棄物の削減及び再資源化に向け、国・鳥取県・中部圏域内各市町及び関係機関と協力して取り組みます。
- ・使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化について、鳥取中部ふるさと広域連合及び中部1市4町で検討を進めます。
- ・町民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発及び学習会等を開催します。

町民の取組

- ・家庭から排出される水分量の多い生ごみを減量し、可燃ごみを減量しましょう。
- ・食材の使いきりや食べきりにより、食品ロスを削減しましょう。
- ・適正分別で廃棄物を減量し、再資源化を実践しましょう。
- ・詰替え商品、リターナブル瓶、マイバッグ、マイ箸、マイカップ等繰り返し使える商品を使用しましょう。
- ・過剰包装は断りましょう。

事業者の取組

- ・ごみの再資源化、減量化に努めましょう。
- ・生ごみの水切りを徹底し、可燃ごみの減量化に努めましょう。
- ・食材の使いきりや食べきりにより、食品ロスを削減しましょう。
- ・使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。
- ・必要最低限の包装にしましょう。
- ・環境にやさしい商品の使用・開発に努めましょう。

廃棄物の減量目標

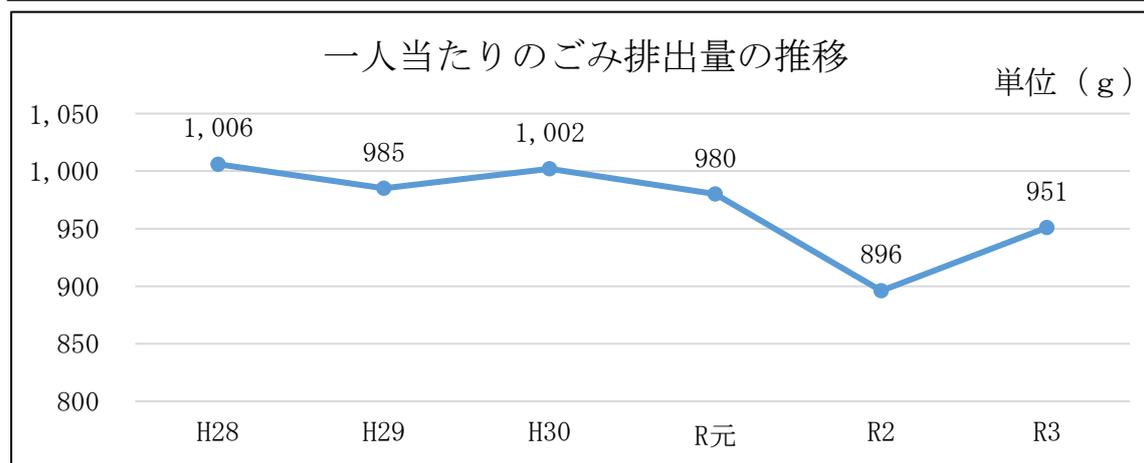
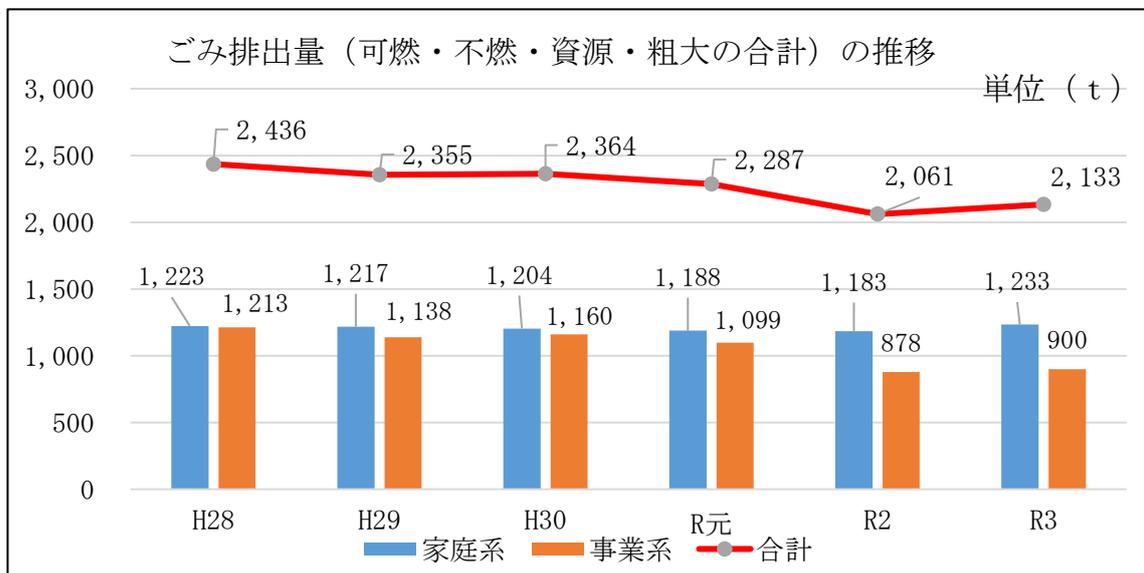
鳥取県廃棄物処理計画及び鳥取県中部地区内一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で掲げられた目標値を全て達成することを目指します。

| 指標 | 目標値 | | | | |
|--|--|------------------|-----------------|--------|-------|
| <p>【指標①】 1人1日 あたり のごみ排出量</p> | <p>令和9年度までに 約11%削減</p> <table border="1" data-bbox="555 562 1286 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 562 919 645">平成30年度 (基準年度)</th> <th data-bbox="919 562 1286 645">(目標年度) 令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 645 919 701">1,002g</td> <td data-bbox="919 645 1286 701">882g</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 鳥取県の目標値：令和6年度（2024年度）で965g/人・日 中部地区の目標値：令和6年度（2024年度）で962g/人・日</p> | 平成30年度 (基準年度) | (目標年度) 令和9年度 | 1,002g | 882g |
| 平成30年度 (基準年度) | (目標年度) 令和9年度 | | | | |
| 1,002g | 882g | | | | |
| <p>【指標②】 リサイクル率</p> | <p>令和9年度までに 35.4%以上</p> <table border="1" data-bbox="555 987 1286 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 987 919 1070">平成30年度 (基準年度)</th> <th data-bbox="919 987 1286 1070">(目標年度) 令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1070 919 1115">31.3%</td> <td data-bbox="919 1070 1286 1115">35.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 鳥取県の目標値：令和6年度（2024年度）で33% 中部地区の目標値：令和6年度（2024年度）で35.1%</p> | 平成30年度 (基準年度) | (目標年度) 令和9年度 | 31.3% | 35.4% |
| 平成30年度 (基準年度) | (目標年度) 令和9年度 | | | | |
| 31.3% | 35.4% | | | | |

[参考資料]

三朝町のごみの排出傾向

三朝町のごみ排出量（可燃・不燃・資源・粗大の合計）は、ほぼ横ばい状態が続いています。また、町民1人当たりのごみ排出量は、減少傾向にあります。

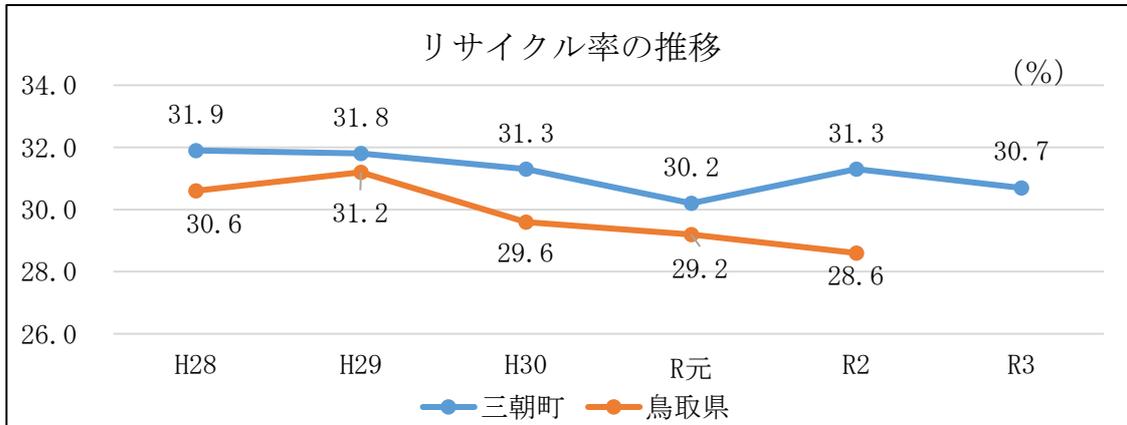


出典：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（三朝町）
算出根拠：排出量の合計÷9月末住基人口÷365日

[参考資料]

三朝町のごみのリサイクル率の推移

県全体より高いものの、ここ数年は横ばいで推移しています。



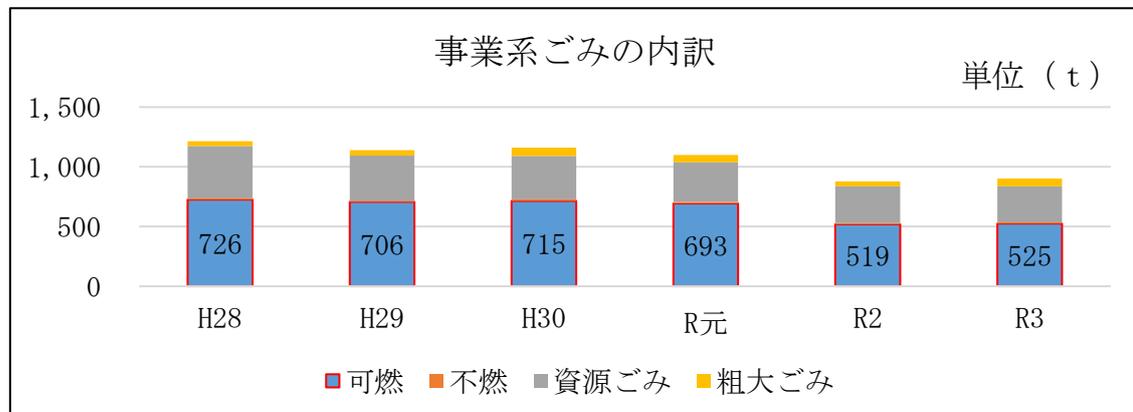
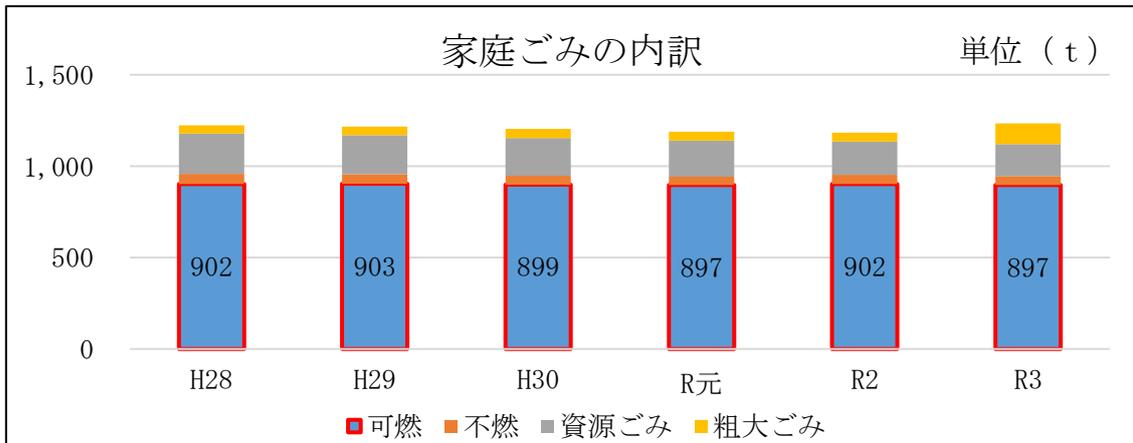
出典：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（三朝町）

算出根拠： $(資源化量 + 団体資源ごみ回収量) \div (ごみ総収集量 + 団体資源ごみ回収量)$

[参考資料]

家庭ごみ及び事業系ごみの内訳

両者とも可燃ごみが全体の割合の多くを占め、依然としてゴミ処理の中心は、焼却処分だということがわかります。

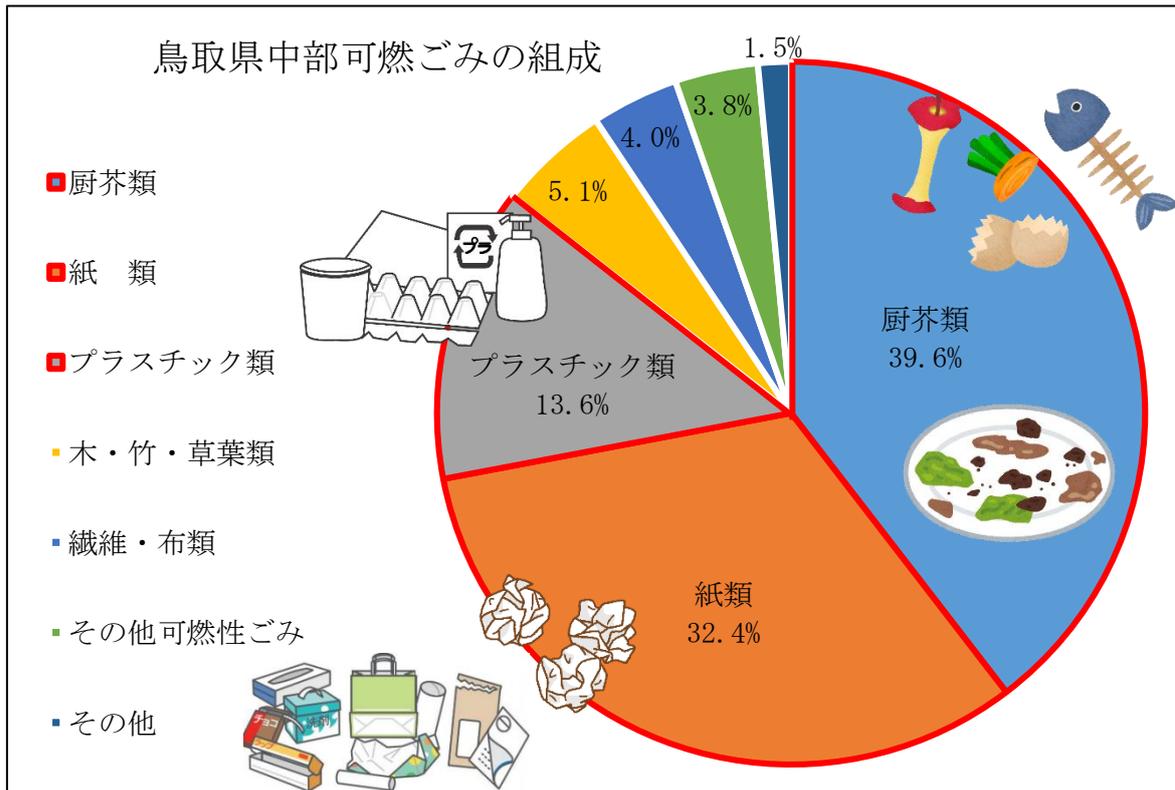


出典：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（三朝町）

[参考資料]

可燃ごみの組成

令和4年度に鳥取中部ふるさと広域連合が実施した家庭から出た可燃ごみの組成調査の結果です。可燃ごみのうち、食材を調理した後に出るくずや食べ残しである「厨芥類（生ごみ）」が全体の重量の約4割を占め、続いてリサイクル可能な紙類が3割強、今後再資源化が必要となってくるプラスチック類が1割強となっています。



出典：令和4年度実施鳥取中部ふるさと広域連合可燃ごみ組成調査

右の図は、家庭ごみの組成割合から家庭で減量できる可燃ごみの量を推計したものです。

水切りの徹底や、生ごみ処理機やコンポストの活用で生ごみを減量、堆肥化したり、紙やプラスチック類を分別し再資源化できれば、焼却処分の量が減り、二酸化炭素排出量の削減につながります。

減量できる可燃ごみ推計量 (t)

| | 厨芥類 | 紙類 | プラスチック類 |
|-----|-----|-----|---------|
| H28 | 357 | 292 | 123 |
| H29 | 358 | 293 | 123 |
| H30 | 356 | 291 | 122 |
| R元 | 355 | 291 | 122 |
| R2 | 357 | 292 | 123 |
| R3 | 355 | 291 | 122 |



(2) 二酸化炭素排出量削減のための省エネ行動

[現状と課題]

現在の私たちの暮らしや社会は、石油や石炭、天然ガスなどのエネルギー消費により成り立っています。電気、ガス、水道のほか、現代社会の基礎になっている運輸、通信などもすべてエネルギーが必要です。限りあるエネルギー資源を大切に、そして効率よく使うことを省エネルギー（省エネ）といいます。

省エネ行動による一人一人の二酸化炭素排出削減量は小さいかもしれませんが、町内全体では大きな効果が期待できます。できることから無理のない範囲で実践していきましょう。

[取組目標]

三朝町の取組

- ・町民が実践できる二酸化炭素排出量削減行動の普及啓発等を行います。

町民の取組

- ・家庭でできる省エネ行動を実践しましょう。

事業者の取組

- ・事業所でできる省エネ行動を実践しましょう。
- ・照明のLED化等の省エネルギー機器の導入、利用に努めましょう。

二酸化炭素排出量の削減目標

三朝町は、平成30年度時点で「二酸化炭素排出量実質ゼロ」の状態ではありますが、二酸化炭素排出量の削減目標を掲げ、省エネ行動を実践します。

| 指標 | 目標値 | | | | | | |
|----------------------------|---|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|------------|
| CO2 排出量 | 令和9年度までに 37千t-CO2以下 | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>平成25年度 (基準年度)</th><th>平成30年度</th><th>令和9年度 (目標年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>48千t-CO2</td><td>38千t-CO2</td><td>37千t-CO2以下</td></tr></tbody></table> | 平成25年度 (基準年度) | 平成30年度 | 令和9年度 (目標年度) | 48千t-CO2 | 38千t-CO2 | 37千t-CO2以下 |
| | 平成25年度 (基準年度) | 平成30年度 | 令和9年度 (目標年度) | | | | |
| 48千t-CO2 | 38千t-CO2 | 37千t-CO2以下 | | | | | |
| 三朝町令和元年度実績値 37千t-CO2以下とする。 | | | | | | | |

[参考資料]

電化製品等の省エネ行動の例

| 省エネ行動 | | 年間の省エネ効果 | |
|------------|---|----------|-----------|
| | | C02 削減量 | 節約金額 |
| 1 エアコン | 外気温度 6℃でエアコン (2.2kW) の暖房 設定温度を 21℃から 20℃にする (使用時間：9時間/日) | 約 25.9kg | 約 1,650 円 |
| | 外気温度 31℃でエアコン (2.2kW) の冷房 設定温度を 27℃から 1℃上げる (使用時間：9時間/日) | 約 14.8kg | 約 940 円 |
| | フィルター掃除月 1、2回 ※フィルターが目詰りしているエアコン (2.2kW) との比較 | 約 15.6kg | 約 990 円 |
| 2 冷蔵庫 | 入れる食材の量を半分ぐらいにする ※詰め込んだ場合との比較 | 約 21.4kg | 約 1,360 円 |
| | 周囲温度 22℃で設定温度を「強」から 「中」にする | 約 30.1kg | 約 1,910 円 |
| 3 照明器具 | 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換する (年間 2,000 時間使用) | 約 43.9kg | 約 2,790 円 |
| 4 給湯器 (ガス) | 間隔を空けずに入浴する ※2時間の放置により 4.5℃低下した湯 (200L) を追い焚き (1日1回) する場合との比較 | 約 85.7kg | 約 6,190 円 |
| | シャワー (45℃のお湯を使う) 時間を 1分間短縮する | 約 28.7kg | 約 3,210 円 |
| 5 テレビ | テレビの画面の明るさ最大→中間に (32型) | 約 13.2kg | 約 840 円 |
| 6 電気ポット | 長時間使用しないときはプラグを抜く ※満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后、6時間保温状態にした場合との比較 | 約 52.4kg | 約 3,330 円 |

出典：「省エネポータルサイト 家庭向け省エネ関連情報」(経済産業省資源エネルギー庁)

[参考資料]

自動車使用時の省エネ行動の例

| 省エネ行動 | 年間の省エネ効果 | |
|--|-----------|------------|
| | CO2 削減量 | 節約金額 |
| ふんわりアクセル「e スタート」を実践する (5秒間で20km/h程度に加速した場合) | 約 194.0kg | 約 14,220 円 |
| 加減速の少ない運転をする | 約 68.0kg | 約 4,980 円 |
| 早めのアクセルオフを実践する | 約 42.0kg | 約 3,080 円 |
| アイドリングストップを実践する | 約 40.2kg | 約 2,950 円 |

出典：「省エネポータルサイト 家庭向け省エネ関連情報」（経済産業省資源エネルギー庁）

算出根拠：

- ・「ふんわりアクセル e スタート」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」による省エネ効果は、スマートドライブコンテストの操作別燃料消費削減効果による。
- ・「アイドリングストップ」は 30km ごとに 4 分間の割合で行うものとし、アイドリング時のガソリン消費量は「エコドライブ 10 のすすめ」による。
- ・年間走行距離、平均燃費は 2,000cc 普通乗用車/年間 10,000km、11.6km/L。
- ・ガソリン単価は 170 円/L で計算。

(3) 森林の整備による二酸化炭素吸収量の増大

[取組目標]

三朝町の取組

・町内の森林整備を進め、関係機関との連携により J クレジット制度の取り組みを推進します。

事業者の取組

・J-クレジット制度を活用し、地球温暖化防止に取り組みましょう。

【J-クレジット制度】

省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入によって生まれた CO2 などの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。認証されたクレジットは、CO2 排出量を削減した者と、CO2 を削減したい者の間で取引（売買）でき、企業のカーボン・オフセットなど様々な用途に活用することができます。具体的には、事業者等が経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出をできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方です。

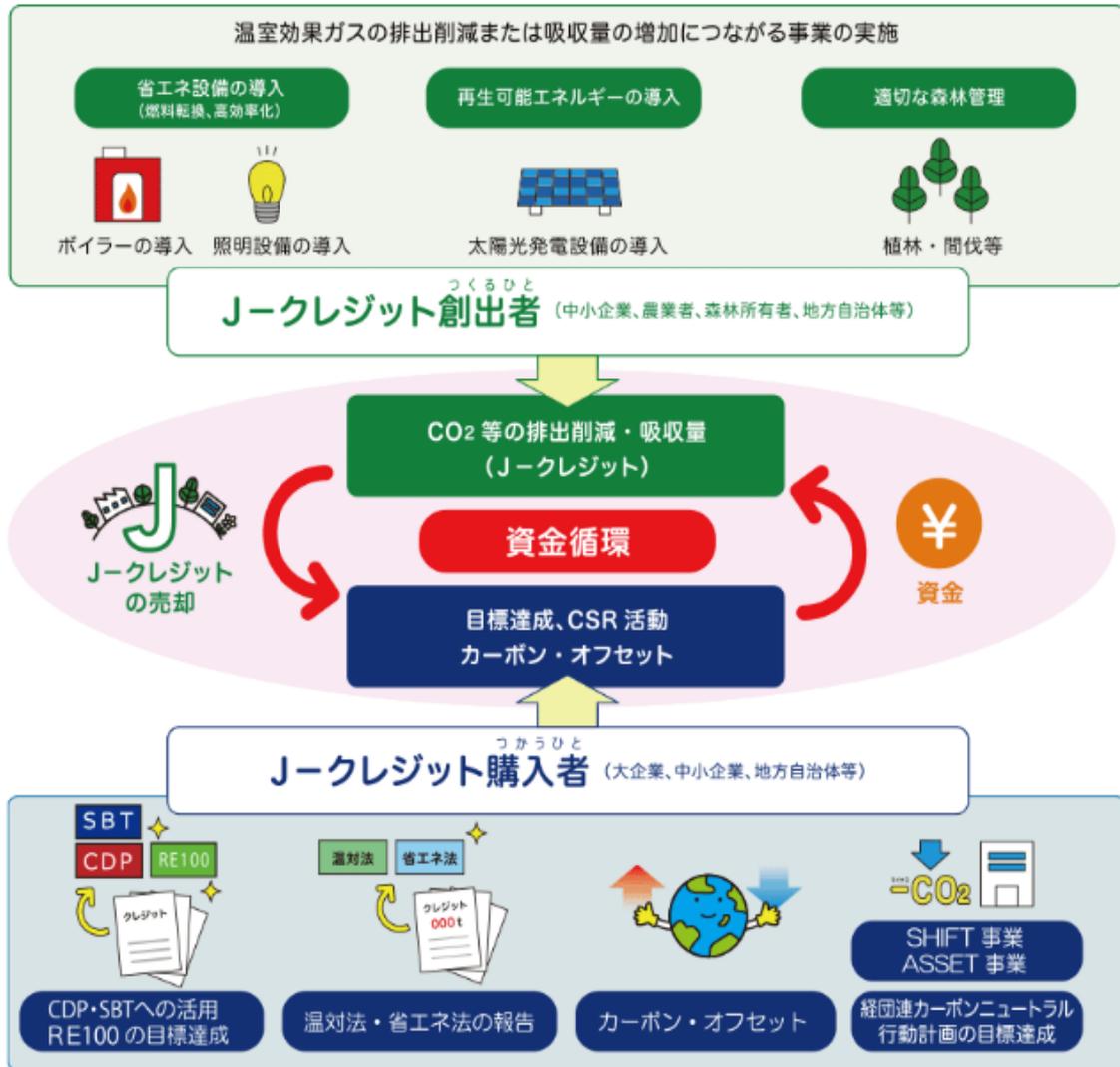
二酸化炭素吸収量の増大目標

三朝町は、平成 30 年度時点で「二酸化炭素排出量実質ゼロ」の状態ではありますが、二酸化炭素吸収量の増大目標を掲げ、森林の整備を進めます。

| 指標 | 目標値 | | | | | | |
|---|---|--------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|------------|
| CO2 吸収量 | 令和 9 年度までに 62 千 t-CO2 | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>平成 25 年度 (基準年度)</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 9 年度 (目標年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>44 千 t-CO2</td><td>49 千 t-CO2</td><td>62 千 t-CO2</td></tr></tbody></table> | 平成 25 年度 (基準年度) | 平成 30 年度 | 令和 9 年度 (目標年度) | 44 千 t-CO2 | 49 千 t-CO2 | 62 千 t-CO2 |
| | 平成 25 年度 (基準年度) | 平成 30 年度 | 令和 9 年度 (目標年度) | | | | |
| 44 千 t-CO2 | 49 千 t-CO2 | 62 千 t-CO2 | | | | | |
| 【参考】 とっとり森林・林業振興ビジョン 森林による CO2 削減目標：令和 12 年度 883 千 t-CO2 (県) 森林による CO2 削減目標：令和 12 年度 67 千 t-CO2 (町) | | | | | | | |

[参考資料]

Jクレジット制度概要



7 計画の推進体制等

(1) 推進体制

- ① 本計画の進行管理及び見直し等を効果的に実施するため、環境政策担当課は他課と緊密な連携を図ります。
- ② 本計画が確実に実施されるよう環境政策担当課は実施状況を毎年1回取りまとめ、町長に報告します。

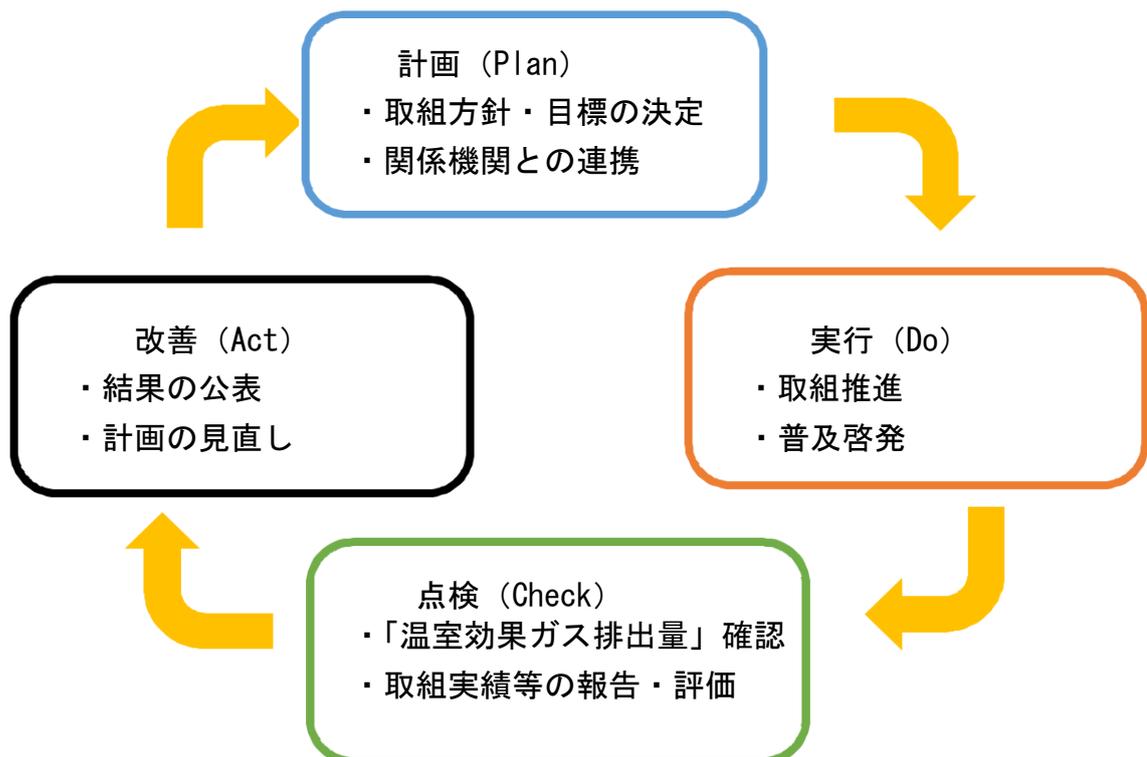
(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、見直しに向けたPDCAを推進します。

また、本計画は、2027（令和9）年度までを計画期間としますが、計画の進捗状況や社会情勢に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、広報紙やホームページ等で公表します。



三朝町 町民課 町民環境係

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2

電話：0858-43-3505 FAX：0858-43-0647

電子メール：choumin@town.misasa.tottori.jp



三朝町町民課